広報
2006（平成18年）青空と緑と産業のまち
No. 346

しょうわ

8
AUGUST
月号
Public Relations SHOWA Town

さちかぜ号の交通安全教室

今年も山梨県警交通安全指導車『さちかぜ号』が来町し園児に交通安全教室を行いました。

教室は、町内５保育園から園児が集まり中央公民館講堂で行われ、おまわりさんが繰り出す腹話術や手品で楽しく交通ルールを学びました。

交通ルールを守り事故を未然に防ぎましょう。

CONTENTS（おもな内容）

●今年の防災訓練は８月27日（日）に実施します
●国保だよりNo. 33
●（仮称）押原公園の起工式が行われました
●平成18年度第一四半期入札結果
●町民保養施設の利用券を発行しています

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇨
ＱＲコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のＱＲコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

今年の防災訓練は 8月27日（日）に実施します

防災訓練当日、防災行政無線及び区の放送施設から各種の情報伝達文を下記の時間に広報いたします。みなさまのご協力をお願いします。

①午前7時30分　東海地震注意情報→②午前9時00分　警戒宣言（45秒間のサイレンが2回）→③午前9時30分頃　地震発生（1分間サイレン吹鳴）→④午前9時30分　地区避難誘導放送

巨大地震の発生に備える！

地震は、突然やってきます。都合のいい時間に来るわけがありません。睡眠中、入浴中、運転中、旅行中…。いつ、どこで発生するか分かりません。そのためにも、心の準備と日頃の備えが大切です。この訓練を期に、「家族での」「地域での」あなたの役割を考えてみましょう。

東海地震はいつ発生しても不思議ではありません！！

私たちの住んでいる昭和町は、「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定され、東海地震が発生すると、震度6弱以上になると想定されています。平成17年度山梨県東海地震被害想定調査の報告によると、本町では最大で全半壊が200棟を超え、人的被害では30人を超える住民が負傷をするとされています。これはあくまでも想定ですから、油断をすればそれ以上の数字になるでしょうし、しっかりとした対策を施せば限りなく0に近づくでしょう。

震度6弱…立っていることが困難。タイルや窓ガラスが破損・落下する。
耐震性の低い木造住宅は倒壊するものがある。

防災の基本は「自らの命は自らが守る」です。そのためにも、日頃から家族や近所、そして各地区で組織されている**自主防災会と協力・連携**して、いざという時に備え、被害0を目指しましょう。

自主防災会の活動に積極的に参加しよう！

大災害が発生したとき、交通網の寸断や同時多発火災等により、消防や警察などの防災機関が対応出来ない可能性があります。そこで、各地区に区の執行部や消防団等を中心として組織されている自主防災会の活動が重要となります。自主防災会とは**地域の人々が自発的に防災活動を行う組織**です。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という心構えで、積極的に自主防災会の活動に参加し、身近なところから犠牲者を出さないように、地域防災力を高めましょう。

自主防災会の役割

平常時	①地域内の安全点検	避難所への経路など地域内の危険箇所等、防災上の問題点の対策を立てましょう。
	②防災知識の普及・啓発	一人ひとりが防災に関心をもち、準備することが大事です。
	③防災訓練	地域の人々が積極的に参加し、いざという時の役割を確認しておきましょう。

災害時	①初期消火	災害の延焼を防ぐために初期消火活動の実施は非常に重要です。
	②避難誘導	地域の住民を避難所など安全な場所へ誘導します。
	③救出・救助	負傷者や倒壊した家屋の下敷きになった人を救出・救助活動を行います。
	④情報の収集・伝達	役場から入手した災害情報を住民に伝達します。また被害状況などを取りまとめ役場へ伝達します。
	⑤避難所の管理・運営	職員と協力して避難所での生活の管理運営を行います。

各区防災訓練実施場所

地区名	訓練場所	備考
紙漉阿原区	公会堂	
築地新居区	公会堂	
飯喰区	集落センター	熊野神社
河西区	諏訪神社	
上河東区	公会堂	
上河東二区	集会所前広場	

地区名	訓練場所	備考
西条一区	公会堂	若宮神社
西条二区	第1公会堂	義清神社
清水新居区	ふれあい広場	
西条新田区	公会堂	
押越区	公会堂ほか	
河東中島	公会堂	熊野神社

災害時要援護者を地域で守ろう！

地震が発生した時、「災害時要援護者」と呼ばれる方は、より被害を受け易く、避難に手助けを必要とします。こうした方々の被害を最小限に食い止めるには、ご本人やその家族、また近所の方々が災害に関する知識を身につけ、日頃の備えをすることにより、いざという時の適切な行動に結びつきます。

「災害時要援護者」とは…
体力的に衰えのある「高齢者」、移動が困難であったり、介護が必要な「傷病者」「心身障害者」、日常的には健常者であっても理解力・判断力が乏しい「乳幼児」、日本語が十分理解できない「外国人」、一時的にハンデキャップを負うものとして「妊婦」、該当地域の地理に疎い「旅行者」を言います。

①「本人」が出来る事

◆家具やガラス類の安全対策…家具の転倒に巻き込まれないよう安全対策を施しましょう。

◆食料品や飲料水などの備え…日頃食しているものを備蓄しましょう。特に高齢者や乳児には、柔らかい物や粉ミルクなど。

◆家族やご近所との話し合い…避難場所への避難経路や避難方法、また待ち合わせ場所などを決めておきましょう。

②「周りの人たち」が出来る事

◆安全対策の手助け…家具の転倒防止など安全対策を積極的に手伝いましょう。

◆「災害時要援護者」の把握…隣近所の狭い範囲でどのような方が住んでいるか把握し、プライバシーや本人の意思に配慮しながら、どのような手助けが出来るか話し合いましょう。

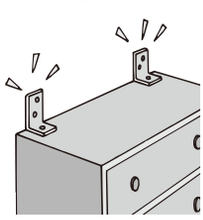

◆役割分担を決める…災害時の安否の確認や避難の手助けなど役割分担を決めておきましょう。

災害時の混乱や被害が大きいほど誰もが殺伐とした気持ちになり易くなります。近年発生している災害を教訓に、もう1度「個人として」「組織として」何ができるか、また、何をすべきかを考えてみてください。

同じ地域に住む『仲間同士』がお互い協力し合い、非常時こそ困っている方や災害時要援護者に対して温かい思いやりを向けてください。

家庭の防災対策をチェックしましょう！

国保だより

No. 33

国保被保険者　加入世帯　3,067 世帯　被保険者　6,275 人　平成 18 年 6 月末現在

8 月は国民健康保険税の本算定月です

8 月は、国民健康保険税の本算定が行われ、保険税額が決定します。

保険税は、医療保険分と介護保険分を合わせて納めます。税額は下記の □ に税率をあてはめて、計算してください。

税率は別に送付された平成 18 年度国民健康保険税率のお知らせを参照してください。

みなさんから納めていただく保険税は、国からの補助金等と合わせて国民健康保険加入者の医療費や老人保健拠出金などに使われますが、国の補助金等があっても医療費の増加とともに、保険税の負担も増えてしまいます。

保険税は国民健康保険制度を運営していくうえで、とても重要な財源ですので、必ず納期限内に納めましょう。

⚠保険税の額は次のように決められます

保険税の額は、年度ごとに各世帯で、次の計算式により決められます。なお、40 歳～ 64 歳の方は、医療保険分と介護保険分を合計した金額が国民健康保険の税額となります。（限度額　医療保険分 53 万円　介護保険分 9 万円）

1　医療保険分

①所得割額…所得に応じて計算

（総所得金額 ＿＿＿ 円 － 保険税基礎控除 330,000 円）× 税率 ＿＿ % ＝ ＿＿＿ 円

②資産割額…資産に応じて計算

固定資産税額 ＿＿＿ 円 × 税率 ＿＿ % ＝ ＿＿＿ 円

③均等割額…加入者数に応じて計算

国保加入者数 ＿＿＿ 人 × 1 人あたりの金額 ＿＿＿ 円 ＝ ＿＿＿ 円

④平均額割…一世帯当たりの金額

1 世帯当りの金額 ＿＿＿ 円

①＋②＋③＋④＝ 1 年間の医療保険分の税額 ＿＿＿ 円

2　介護保険分【40 歳～ 64 歳の方】

上記①，②，③，④の計算式と同じですが、「税率・1 人当たりの金額・一世帯当たりの金額」が異なります。

〔同じ世帯の 40 歳～ 64 歳の方以外の所得や人数などは、介護保険分の計算に含めません。〕

高齢受給者（70歳以上）の負担分が変わります

10月1日から、高齢受給者が窓口で支払う、一部負担金が次のように変わります

1割 → 1割（一定以上所得者以外の方）

2割 → 3割（一定以上所得者）

自己負担割合については次の表を参考にしてください。

自己負担割合

一定以上所得者	同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国民健康保険被保険者または老人保健で医療を受ける方(国民健康保険被保険者に限る)がいる方。ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者および老人保健で医療を受ける方（国民健康保険被保険者に限る）の収入の合計が、2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」区分と同様になります。	3割 9月30日まで2割
一般	一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない方	
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方）	
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主と国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる方	

●低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額摘要・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国民健康保険の担当窓口に申請してください。

＊所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。

上図の金額は平成18年8月1日から次のとおり変更になります。
621万円未満→520万円未満
484万円未満→383万円未満

高齢受給者証を大切に

高齢受給者証が交付されるのは、**昭和7年10月1日以降に生まれた70歳以上の方**で、老人保健制度の適用を受けていない方です。

該当者は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から75歳になるまで、国民健康保険または退職者医療制度で医療を受け、高齢受給者証が交付されます。75歳になると老人保健で医療を受けるようになりますが、お医者さんでの窓口負担は変わりません。

＊社会保険に加入されている方は、現在加入されている保険組合等から交付されます。

問合せ　役場町民窓口課　国民健康保険係（☎275-2111　内線219）

HEALTH INFORMATION CORNER

みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係
（☎ 275-2111　内線 252・253）

乳児健康診査

実施日	該　当　児	受 付 時 間
8 月 30 日（水）	平成 17 年 10 月生まれ	午後 1 時～ 1 時 15 分
	平成 18 年 4 月生まれ	午後 2 時～ 2 時 15 分

場　　所　総合会館
持 ち 物　母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

育児教室

実 施 日　8 月 4 日（金）
受付時間　午前 9 時 40 分～ 9 時 50 分
場　　所　総合会館
該 当 児　平成 18 年 5 月生まれのお子さん
持 ち 物　バスタオル・母子手帳・筆記用具
＊乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

1 歳 6 ヵ月児健康診査

実 施 日　8 月 24 日（木）
受付時間　午後 1 時～ 1 時 30 分
場　　所　総合会館
該 当 児　平成 16 年 12 月～平成 17 年 1 月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん
持 ち 物　母子手帳・1 歳 6 ヵ月児健康質問票・印鑑・健康保険証
＊地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは通知をご覧ください。

母と子のすくすく相談室

～子育て中のお母さんを応援します～

日　　時　8 月 9 日（水）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
（ 会 場 ）（町立児童センター「ゆめてらす」）
8 月 28 日（月）午前 10 時　～ 11 時 30 分
（総合会館）
対 象 者　昭和町にお住まいの子育て中のお母さん
①保健師が相談をお受けします。
②総合会館で実施する日には、栄養士が食事についての相談をお受けします。
③身体計測も行えます。
＊育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

子宮がん検診

本年度の子宮がん検診の申込みは、4 月から来年 2 月まで受付けます。受診を希望される方は、一般健康相談日においでください。

対 象 者　町内の 20 歳以上の女性
申込方法　下記の一般健康相談日に申込みを受付けます。
持 ち 物　印鑑
費　　用　無料
受診場所　県下指定医療機関
受診期間　平成 18 年 4 月～平成 19 年 2 月の間

母子手帳交付及び一般健康相談

日　　時　8 月 3 日（木）午前 9 時 00 分 ～ 11 時 30 分
8 月 18 日（金）午後 1 時 30 分 ～ 4 時 00 分
8 月 29 日（火）午前 9 時 00 分 ～ 11 時 30 分
場　　所　総合会館
＊母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。
＊予防接種についてのご相談も受付けています。
＊一般健康相談は 40 歳以上の方を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行っています。
＊子宮がん検診の申込みを受付けます。印鑑をお持ちください。有効期限は 3 ヵ月です。

総合健診結果報告会のお知らせ

報告会の会場は、全日程とも、総合会館になります。
昨年同様、精密検査が必要な方への通知はいたしませんので、必ず報告会にて結果表を取りにおいでください。

☆ 30 ～ 64 歳の方

	午前 9 時～ 11 時 30 分受付	午後 1 時～ 3 時 30 分受付
8 月 7 日（月）	7 月 1 日（土）に受診した方	7 月 3 日（月）に受診した方
10 日（木）		7 月 5 日（水）に受診した方
11 日（金）	7 月 7 日（金）・14 日（金）に受診した方	7 月 9 日（日）に受診した方
17 日（木）	7 月 10 日（月）に受診した方	7 月 12 日（水）に受診した方

＊ 65 歳未満で、これら以外の日に受診された方は、上記の中でご都合のよい日においでください。

☆ 65 歳以上の方…

	午前 9 時～ 11 時 30 分受付	午後 1 時～ 3 時 30 分受付
8 月 8 日（火）	西条一区・西条二区 清水新居	西条新田・押　越 河東中島・紙漉阿原
10 日（木）	築地新居・飯喰・河西 上 河 東・上河東二区	

＊受診日に関係なく、上記の地区の日においでください。
65 歳以上の方で健診の結果、必要な方には運動機能の測定（握力測定・ 開眼片足立ち等）を行いますので、ご本人がおいでください。

みなさんの健康

熱中症の予防

山梨大学医学部附属病院
看護部長　鈴木　久美子

今年も暑い夏がやって来ました。海や山へ出かけたり、スポーツなど楽しみが多い時期ですが、注意して欲しい事があります。それは熱中症です。今回は熱中症の予防についてご説明いたします。

熱中症は、直射日光または高温（多湿）の環境下における運動や作業により出現する、様々な体の不調をいいます。熱中症は、読んで字のとおり、「熱に中る（あた）」という意味を持っています。主に日射病、熱けいれん、熱疲労、熱射病の４つが知られており、これらをまとめて熱中症と呼びます。熱中症は、熱波により主に高齢者に起こるもの、幼児が高温環境で起こるもの、暑熱環境での労働で起こるもの、スポーツ活動中に起こるものなどがあります。

冠状動脈疾患、高血圧、糖尿病、強皮症、汗腺障害、発汗機能低下などに罹患（りかん）されている方、抗パーキンソン剤、抗ヒスタミン剤を内服している方は特に注意が必要です。また、過去に熱中症になった事のある方は、かかり易いと言われています。

熱中症の起こり易い環境や活動の条件などは、前日までに比べ、急に気温が上がった場合、梅雨明けをしたばかりの時、気温はそれほどでなくとも、湿度が高い場合（例気温20℃、湿度80％）、活動場所がアスファルトなどの人工面で覆われている所や草が生えていない裸地、砂の上などの普段の活動場所とは異なった場合が上げられます。

熱中症の予防として

1　外出する時は、帽子をかぶったり、日傘をさして、直射日光をさける様にしましょう。

2　水分と塩分（スポーツ飲料でも良い）をこまめに摂る様にしましょう。

3　長時間、炎天下や高温多湿の場所にいない様にしましょう。

4　炎天下の車中、子どもを置き去りにする事は絶対やめましょう。

5　子どもとの散歩もアスファルトの照り返しが、大人より子どもの方が受け易い（ベビーカーでも同様）ので注意が必要です。また、服の着せ過ぎにも気を付けてください。

何よりも熱中症予防の基本は、日頃からの健康管理が重要です。熱中症を甘くみないで、防止対策をしっかりして、夏のお出かけをエンジョイしてください。

企画　財団法人　里仁会

乳幼児医療費助成金担当からお知らせ

対象乳幼児

◆０歳から５歳未満の乳幼児◆ …… **通院**

＊５歳の誕生日の前日の月までが対象です。

＊１日生まれのお子さんは前月末日までが対象です。

◆０歳から小学校入学前まで◆ …… **入院**

＊未就学児

＊６歳の誕生日以後の３月診療分までが対象です。

請求方法は２通りです

①医療機関での証明

・月ごとに医療機関で証明をしてもらう。

②領収書の貼付

・領収書は月ごと、医療機関ごとにひとつにまとめて貼付してください。**（のり付けでお願いします。ホチキス止め厳禁）**

・使用できる領収書は最低でも受診日、受診者名、診療点数の記載のあるものに限ります。

＊間違って提出された請求書は返送しますので間違いのないようお願いします。

── 特に多い間違いのケースとして ──

①レシートの領収書を貼付する。
②対象外の方の領収書が混ざっている。
③一枚の請求書にいくつもの医療機関の領収書が貼ってある。
④保険対象外の領収書で請求する。（予防注射など）
⑤請求期間（２年）を経過した領収書で請求する。

以上は全て返送となりますのでご注意ください。

問合せ　役場町民窓口課　乳幼児医療担当（☎275-2111　内線300）

8 月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 18 年　2006
葉月（はづき）　AUG

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
衛生センター休業のお知らせ 衛生センター（し尿処理施設）は 8 月 14 日（月）・15 日（火）の期間、搬入は出来ないことをお知らせします。 問合せ　役場環境衛生課 （☎ 275-2111 内線 226）		1 友引 ＊図書館午後 7 時まで開館	2 先負 ＊心配ごと相談	3 仏滅 ＊町長と語らいのとき ＊図書館午後 7 時まで開館	4 大安	5 赤口 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館 ＊おはなし会（図書館午前 11 時～）
6 先勝 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	7 友引 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	8 先負 ＊図書館午後 7 時まで開館	9 仏滅 ＊心配ごと相談	10 大安 ＊図書館午後 7 時まで開館	11 赤口	12 先勝 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館 ＊アニメ映画会（図書館午後 2 時～） ＊定例結婚相談
13 友引 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館	14 先負 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館	15 仏滅 ＊図書館午後 7 時まで開館	16 大安 ＊心配ごと相談 ＊行政相談	17 赤口 ＊図書館午後 7 時まで開館 ＊読み聞かせとお話の会（図書館午前 11 時～）	18 先勝	19 友引 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館
20 先負 ＊役場閉庁 ＊総合会館温泉・児童館・児童センター休館	21 仏滅 ＊温水プール・図書館・総合体育館休館 ＊ボカシつくり会（総合会館裏午後 1 時～）	22 大安 ＊図書館午後 7 時まで	23 赤口 ＊心配ごと相談	24 先勝 ＊図書館午後 7 時まで開館 ＊夏だ！祭りだ！ふれあいランチ!!	25 友引	26 先負 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館 ＊定例結婚相談 ＊アニメ映画会（図書館午後 2 時～）
27 仏滅 ＊役場閉庁 ＊児童館・児童センター休館	28 大安 ＊総合会館温泉・温水プール・図書館・総合体育館休館	29 赤口 ＊図書館午後 7 時まで開館	30 先勝 ＊心配ごと相談	31 友引 ＊図書館休館（月末整理日）	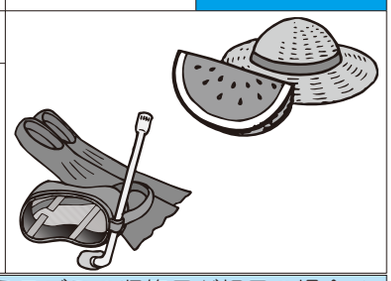	

8 月のゴミ収集日

ゴミの区分 ＼ 地区	全地区（西条地区・押原地区・常永地区）		
もえるゴミ（毎週月・木曜日）	3 日・7 日・10 日・14 日・17 日・21 日・24 日・28 日・31 日		
もえないゴミ アルミ・スチール缶	第 1・2・3 水曜日（2 日・9 日・16 日）		
粗大ゴミ	第 4 水曜日（23 日） エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。		
剪定枝回収	西条地区 第 1 水曜日（2 日）	押原地区 第 2 水曜日（9 日）	常永地区 第 3 水曜日（16 日）

◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。（いつでも出せます）

◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2 ヵ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。

＊もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。
＊必ず町指定の収集袋を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。
＊収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。
＊収集日の当日午前 8 時 30 分までに出してください。
＊燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別はしっかり行ってください。
＊引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境衛生課へご相談ください。

環境衛生課（☎ 275-2111 内線 226・227）

太陽光発電助成金制度　住宅用太陽光発電システムの設置者等に対し、助成金の交付を行っています。詳しい問合せは役場環境衛生課まで（☎ 275-2111 内線 226）

（仮称）押原公園の起工式が行われました

6月14日（水）、（仮称）押原公園の起工式が、公園建設予定地内において町関係者、町議会議員、都市計画審議会委員など多数の方に参列いただき盛大に挙行されました。

この公園は、災害時の避難・復旧等の拠点として防災面を第一に考慮された設計になっています。公園の完成は、平成20年度の予定です。

この公園に関する問合せは、役場都市計画課（☎275-2111 内線231）まで

カーブミラー清掃を行いました

今年も、交通安全協会昭和支部は、交差点での交通事故削減を目的に、ボランティアで町内のカーブミラー清掃を行いました。

また、小学生の自転車マナー向上を目的に、自転車教室の指導も行いました。

今、子どもたちは夏休み中です、子どもを見かけたら『優しい運転』を心がけてください。

上河東二区で防災講習会を行いました

6月16日（金）上河東二区自主防災会は、地区集会場で防災講習会を行いました。今回は、「三角きん」を使った応急手当の講習会で、日本赤十字社山梨支部から講師の方を招いて行いました。

参加されたのは、区の役員さんや各組組長さんなどで、みなさん地域のリーダーとして真剣に講習に臨んでいました。

県小・中学校囲碁団体戦で4位入賞

6月10日（土）県生涯学習センターで、第3回県小・中学校囲碁団体戦が行われました。この大会には常永小学校チーム（6年生 島崎 拳 君 中根 知輝 君 5年生 滝沢 大樹 君）がチームを組み参加、結果は健闘し4位に入賞しました。

島崎君・滝沢君・中根君と見守る勝野指導員

3人は町ウイークエンドスクール「ひかりちゃんの碁教室」で囲碁を習っています。この碁教室に新たに参加希望の方は、町教育委員会生涯学習課（☎275-3737）へ申込みください。

相談です

◆町長と語らいのとき
日時　8月3日（木）
午後1時30分～4時
場所　町長室

＊あらかじめ**役場総務課**までご連絡ください。
（☎275-2111　内線205）

◆心配ごと相談
日時　8月2日・9日・16日・23日・30日の水曜日
午後1時30分～3時30分
場所　社会福祉協議会

＊あらかじめ**社会福祉協議会**までご連絡ください。
（☎275-0640）

◆行政相談
日時　8月16日（水）
午後1時～3時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。お問合せは**役場企画行政課**まで（☎275-2111 内線211）

◇教育相談
日時　随時（水・金・土・日曜日、祝日は除く）
午前9時～午後4時
場所　町中央公民館2階

＊直接会場へおこしください。問合せは、**カウンセラー**まで（☎275-6951）

◆結婚相談
日時　月～金曜日は受付のみ
午前8時30分～午後5時
第2・第4土曜日は
午後1時30分～4時
場所　町総合会館2階相談室

＊直接会場へおこしください。お問合せは、**社会福祉協議会事務局**まで（☎275-1881）
＊なお、随時電話での相談も行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

◆心の健康相談
＊精神保健福祉に関する相談に応じ、住民の心の健康づくりを進めます。
第2・第4水曜日
午後1時30分～3時
お問合せは、**甲府保健所**まで
（☎237-1437）

お知らせ

◆ボカシつくり会
日時　8月21日（月）
場所　町総合会館裏
時間　午後1時～

＊不用犬・猫のお問合せは役場環境衛生課まで
（☎275-2111　内線226）

平成18年度第一四半期入札結果

契約No.	工種	工事名	工事場所	業者名	契約金額	工期（開始）	工期（終了）	入札日
1	電気工事	昭和町立西条小学校キュービクル移設工事	西条	㈱宝和興業	¥7,875,000	H18.4.25	H18.6.30	H18.4.21
2	機械設備	昭和町立西条小学校受水槽移設工事	西条	㈱米山実業	¥15,225,000	H18.4.25	H18.6.30	
3	建築工事	昭和町立西条小学校既存仮設校舎撤去工事	西条	㈱樋川建設	¥3,622,500	H18.4.25	H18.6.30	
4	建築工事	昭和町営住宅建替に伴う解体工事（第1期第2工区）	上河東 河西	㈱ダスラップサービス	¥17,860,000	H18.4.25	H18.7.21	
5	その他	昭和町立押原中学校仮設校舎賃貸借	押越542	㈱内藤ハウス	¥53,550,000	H18.5.3	H19.3.30	H18.4.28
6	建築工事	昭和町立押原中学校耐震補強・大規模改造及び増築工事	押越542	国際建設・井口工業・北清建設共同企業体	¥651,000,000	H18.5.3	H19.3.10	
7	舗装工事	下水道舗装本復旧工事（第1工区）	西条二区 押越	㈱拓甲建設	¥11,270,000	H18.5.23	H18.8.31	H18.5.19
8	舗装工事	下水道舗装本復旧工事（第2工区）	紙漉阿原	㈱中村建設	¥18,816,000	H18.5.23	H18.8.31	
9	舗装工事	下水道舗装本復旧工事（第3工区）	紙漉阿原	日東建設㈱	¥17,010,000	H18.5.23	H18.8.31	
10	舗装工事	下水道舗装本復旧工事（第4工区）	紙漉阿原	中央舗道建設㈱	¥9,555,000	H18.5.23	H18.8.31	
11	土木工事	町道117号線側溝改良工事	西条二区	㈱旭建設	¥4,798,500	H18.5.23	H18.7.31	
12	土木工事	町道269号線側溝改良工事	築地新居	㈲坂本工業	¥9,534,000	H18.5.23	H18.8.31	
13	土木工事	常永団地関連水路改良工事（第2工区）	上河東二区	昭和建設工業㈱	¥7,140,000	H18.5.26	H18.8.31	H18.5.24
14	土木工事	常永団地関連水路改良工事（第3工区）	上河東二区	㈱田中重建	¥8,610,000	H18.5.26	H18.8.31	
15	土木工事	押原公園造成及びスポーツ広場整備工事	押越	富士グリーンテック・明友建設共同企業体	¥182,700,000	H18.5.29	H19.2.28	
16	土木工事	押原公園造成及び排水等附帯施設工事	押越	富士植木・国際建設共同企業体	¥153,300,000	H18.5.29	H19.2.28	
17	建築工事	押原公園管理棟新築及び設備工事	押越	中西建設・昭和技建共同企業体	¥310,590,000	H18.5.29	H19.2.28	
18	建築工事	昭和町立西条小学校増築工事	西条	長田組土木・樋川建設・若林共同企業体	¥856,800,000	H18.5.29	H19.6.29	
19	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（18-1工区）	西条新田	井上建設㈱	¥32,235,000	H18.6.27	H18.10.20	H18.6.23
20	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（18-4工区）	紙漉阿原	境三枝建設㈱	¥25,410,000	H18.6.27	H18.9.29	
21	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（18-3工区）	西条新田	明友建設㈱	¥37,380,000	H18.6.27	H18.10.31	
22	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（18-5工区）	紙漉阿原	㈱昭和技建	¥36,960,000	H18.6.27	H18.10.20	
23	その他	昭和町洪水ハザードマップ作成業務委託	昭和町全域	㈱情報システムコミュニケーションズ	¥7,591,500	H18.6.27	H19.2.28	
24	土木工事・測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	農道14号線道路拡幅改良測量設計業務委託	河東中島	伊藤調査測量設計㈱	¥987,000	H18.6.27	H18.9.29	
25	土木工事・測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	河東中島横大道地内水路改良測量設計業務委託	河東中島	㈱明和測量	¥1,050,000	H18.6.27	H18.9.29	
26	土木工事・測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	町道219号線側溝改良（外2路線）測量設計業務委託	河東中島 紙漉阿原 築地新居	㈱一瀬調査設計	¥2,520,000	H18.6.27	H18.9.29	
27	土木工事・測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	町道105号線側溝改良（外2路線）測量設計業務委託	西条一区 清水新居 西条新田	㈱朝日コンサルタント	¥2,835,000	H18.6.27	H18.9.29	
28	土木工事・測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	河西道路冠水箇所調査（外1路川）測量設計業務委託	河西 紙漉阿原	㈱ﾊﾔﾃ・コンサルタント	¥3,129,000	H18.6.27	H18.9.29	

＊入札及び契約の過程に関する事項等については、役場総務課入札担当まで（☎275-2111 内線208）

考えよう！　市町村合併

山梨県市町村合併推進構想が策定されました

本町は古くから交流のある玉穂町及び田富町と、平成 15 年 8 月 1 日任意合併協議会を設立し、合併協議を行ってきました。概ね 1 年間の合併協議の中で、新市将来構想を策定し住民意向調査を実施した結果、反対多数となり慎重に検討した結果、平成 16 年 7 月 29 日をもって合併協議会を離脱しました。合併は避けては通れない大きな課題ですが、当面は行財政改革を進め、単町での「魅力あふれるまちづくり」を推進して参ります。

このような中、この度、山梨県の合併構想が策定されたことはみなさんご承知の事と思われます。市町村合併は、その地域に住む方たちが自主的に考え決定する問題です。今後は地方分権もさらに進み、道州制問題と併せて地方自治体のあり方を検討していかなければなりません。県の構想は、合併新法下の 5 年を対象としています。市町村合併は、この町に住むすべての方たちの問題です。町では県の構想や国の方針など、市町村合併に関する情報を、幅広くみなさんにお知らせして参ります。

◉合併新法下(～平成22年3月まで)で目指す山梨県の将来図

早期に実現すべき市町村合併の組合せ（1次構想）	情勢の変化に応じて今後1次構想に追加する市町村合併の組合せ
芦川村・笛吹市（H18.8.1合併予定）	昭和町・（甲府市又は中央市）
増穂町・鰍沢町	忍野村・山中湖村・富士吉田市
早川町・身延町	小菅村・丹波山村・隣接する市
鳴沢村・富士河口湖町	
道志村・西桂町・都留市	

◉この構想が実現されると、18市町になります。

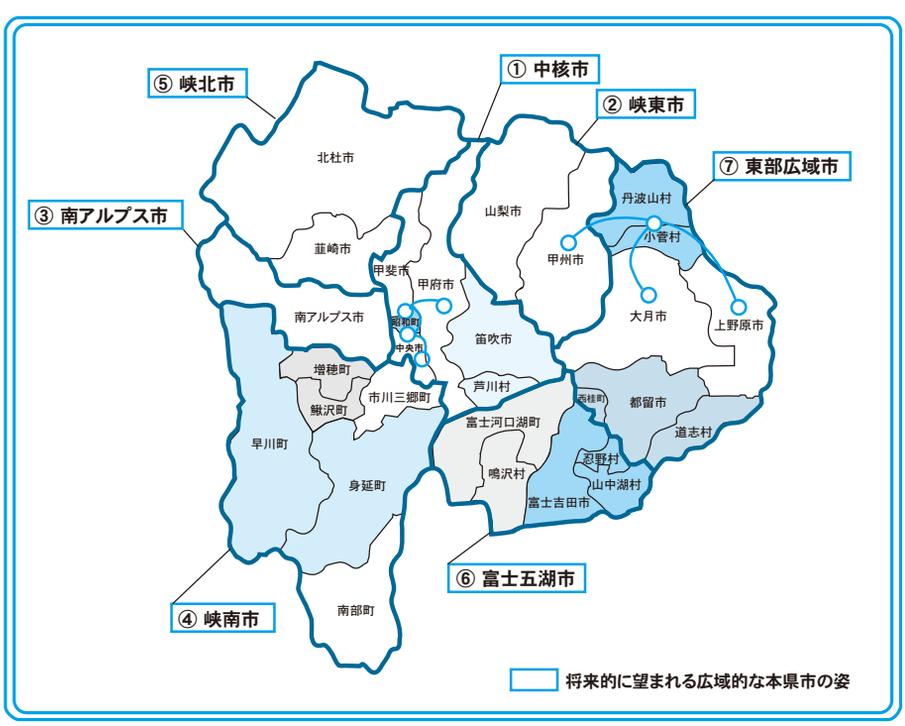

＊市町村合併に関する問合せ先　役場政策法制課　政策係（☎ 275-2111　内線 287）

行財政改革ノススメ　No. 20

児童扶養手当を受けているみなさん

～8月は現況届の提出月です～

児童扶養手当を受けているみなさん、８月は現況届を提出する月です。

現況届は、引き続き手当を受ける必要があるかどうかを審査する大切なものです。必ず手続きを行ってください。提出がないと手当を受けることが出来なくなりますので、ご注意ください。

また、該当者で手当を受けていない方、通知はないが該当すると思われる方は、お問合せください。

＊結婚（事実婚を含む）などにより受給資格がなくなった方は、資格喪失届を提出してください。

受付期間　８月７日（月）～11日（金）午前９時～午後７時　**受付場所**　町総合会館ロビー（１階）

持ち物　現況届・手当証書・印鑑・世帯全員の住民票・所得証明書（平成18年１月２日以降昭和町に転入した方のみ必要）

問合せ　役場いきいき健康課　児童家庭係（☎275-2111　内線253）

児童扶養手当の改定

手当額は「物価スライド制」がとられています。昨年の消費者指数が対前年比マイナス0.3%になったため、今年度の４月分の手当から額が改定されました。＊第２子以上への加算額に変更はありません。

手当額（月額）

区　分	全部支給	一部支給
現行の額	41,880円	9,880円～41,870円
改定後の額	41,720円	9,850円～41,710円

障害のあるお子さんのための

特別児童扶養手当

心身に障害のある児童の父または母や、父母に代わって
その児童を養育する方に支給される手当です

受給資格

身体や精神に重度、または中度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している父母等

１級　…　身体障害者手帳「1級」「2級」と療育手帳「Ａ」、及びこれらと同程度の児童

２級　…　身体障害者手帳「3級」の一部、「4級」の一部、療育手帳「Ｂ」の一部、及びこれらと同程度の障害を有する児童

＊ただし、所得制限があります。

手当の額

１級　…　障害児１人につき　50,750円（月額）　　２級　…　障害児１人につき　33,800円（月額）

手当は、１年に３回、**４月**（12～３月分）、**８月**（４～７月分）、**11月**（８～11月分）に支給となります。

手続き

役場福祉介護課の窓口で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

注意事項

次の方は手当を受けられませんのでご注意ください。

＊児童が施設に入所しているとき

＊児童が障害を支給事由とする公的年金を受けているとき

現況届をお忘れなく！！

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年８月１日現在の家庭の状況を届けることになっています。

届け出をしないと受給資格があっても８月分以降の手当を受けることが出来なくなりますので、ご注意ください。

受付期間　８月11日（金）～９月８日（金）　午前９時～午後５時

受付場所　役場福祉介護課（町総合会館内）

問合せ　役場福祉介護課　障害福祉係（☎275-2111　内線246・247）